


第三者保証報告



独立した第三者保証報告書

2014年8月12日

コスモ石油株式会社
代表取締役社長 森川 桂造 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
東京都千代田区大手町1丁目9番2号
代表取締役 

当社は、コスモ石油株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成したコーポレートレポート2014(以下、「コーポレートレポート」という。)に記載されている2013年4月1日から2014年3月31日までを対象とした^①マークの付されている環境・社会パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任
環境省の環境報告ガイドライン2012年版及びGlobal Reporting Initiativeのサステナビリティ・レポートガイドライン第3版等を参考にして会社が定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。コーポレートレポートに記載。)に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任
当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準 (ISAE) 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(2003年12月改訂)、ISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」(2012年6月)及びサステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針(2012年12月改訂)に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてコーポレートレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- コーポレートレポートの作成・開示方針についての質問及び会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した千葉製油所における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論
上述の保証手続の結果、コーポレートレポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理
当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以上

第三者保証業務を終えて

レポートでは冒頭でコスモ石油グループの事業全体について説明し、特集で石油ガス開発に向けた提携や韓国におけるパラキシレン事業、風力発電事業などを紹介しており、コスモ石油グループの幅広い事業内容をバランスよく俯瞰していると考えます。しかし、取り組みに関する記載や実績データは石油精製・販売事業にやや偏っていると考えます。石油精製・販売事業以外の事業に関する取り組みの記載や実績データをさらに充実させることで、グループの全体像をより適切に伝えることができると考えます。

定量情報に関して言えば、近年、事業を通じて経済的価値と社会的価値を同時に創造するという「共通価値の創造(CSV)」の考え方に注目が集まっていますが、例えば、風力発電事業やバイオガソリンの供給などを通じてどれだけの

CO₂削減につながったのかということを定量的に示すことも可能であると考えます。

定性的な情報に関しても、例えば、「グローバルな垂直型一貫総合エネルギー企業」の実現に向け、海外事業所への従業員の派遣を増やす方針を示し、駐在者数を記載していますが、派遣の前に従業員に対してどのような教育を行っているかという定性情報も同じように重要ではないかと考えます。

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
赤坂 真一郎

